## 処分基準整理票

処分の内容		保険給付の支払の一時差し止め			
根拠法令及び条項		介護保険法第67条			
処分基準	■ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)				
	公表 ■	公表 ■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)			
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。				
	※別紙のとおり				
処 分 基 準 設定年月日		平成12年4月1日	処 分 基 準	平成13年1月6日	
所管部署		健康福祉部 長寿支援課			
備考					

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

(別紙)

## 介護保険法

(保険給付の支払の一時差止)

- 第六十七条 市町村は、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。
- 2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、 保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を 滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特 別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付 の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。
- 3 市町村は、前条第一項又は第二項の規定により支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者等であって、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該要介護被保険者等に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除することができる。